

特集 《意匠制度はどこまで使えるか》

# ECプラットフォームにおける意匠権を用いたテイクダウン実務の現状と課題



令和6年度意匠委員会 第3部会 副委員長 茜ヶ久保 公二

## 要約

近年、越境ECの急速な拡大に伴い、模倣品・侵害品がオンライン市場に流通するリスクが顕在化している。とりわけECプラットフォームを中心に、権利者による迅速な権利行使として「テイクダウン」が重要な位置付けを占めるようになった。テイクダウンの根拠となる権利としては、著作権や商標権が多用される一方、意匠権の活用は十分に浸透しているとはいえない。本稿では、日本弁理士会意匠委員会（以下「意匠委員会」ともいう。）における検討を踏まえ、ECプラットフォームにおける意匠権によるテイクダウンの実務的課題を整理するとともに、その解決に向けて作成された各種ツール（鑑定書フォーマット等）の意義と今後の展望について論じることで、適切な申請と運用の整備により、意匠権がEC市場において有効な権利行使手段となり得る可能性を示す。

なお、本稿において成果物として紹介するツールは、令和6年度意匠委員会第3部会の検討における成果として作成されたものである。

## 目次

1. はじめに
2. EC市場とテイクダウンの位置付け
3. 意匠権によるテイクダウンの現状
4. 意匠権テイクダウンにおける課題
5. 意匠委員会における検討と成果物
6. テイクダウン申請ツール
7. 今後の展望と弁理士の役割
8. おわりに

## 1. はじめに

インターネットを通じた電子商取引（EC）は、国境を越えて商品を流通させることを可能にし、企業活動および消費者行動に大きな変革をもたらしてきた。一方で、EC市場の拡大は、模倣品・侵害品の流通という新たな問題を顕在化させている<sup>(1)</sup>。従来、侵害対応は税関差止めや訴訟といったオフラインの手段が中心であったが、EC時代においては、迅速性と実効性の観点から、プラットフォーム上での「テイクダウン」が極めて重要な手段となっている<sup>(2)</sup>。

このような状況のもと、日本弁理士会意匠委員会では、意匠権を用いたテイクダウン実務の現状と課題について検討を行ってきた。本稿は、その検討成果を基に、実務家の視点から意匠権テイクダウンの現状と今後の方向性を整理するものである。

なお、本稿において成果物として紹介するツールは、令和6年度意匠委員会第3部会の検討チームメンバーであった、大倉桂子弁理士、水野祐啓弁理士、桑原かほり弁理士、竹内康司弁理士によって作成されたものであるところ、当該部会の担当副委員長であった筆者が部会を代表して本稿を執筆するものである。

## 2. EC市場とテイクダウンの位置付け

世界の小売市場に占めるECの比率は年々増加しており、とりわけ中国市場は世界最大規模のEC市場として知られている<sup>(3)</sup>。日本国内においても、EC市場は年々拡大を続けており、消費者向け物販を中心として、ECは日常的な取引インフラとして定着している。国内では、楽天市場、Yahoo!ショッピング、Amazon Japan、メルカリ等（いずれも登録商標）の大手ECプラットフォームが広く利用されており、これらのプラットフォームを通じて膨大な数の商品が流通している<sup>(4)(5)</sup>。一方で、このように大量に流通する商品のなかには、知的財産権を侵害するおそれのある商品が含まれる可能性があり、権利者にとって迅速な対応が求められる<sup>(6)</sup>。

このような状況を受け、日本の主要ECプラットフォームにおいても、権利者保護プログラムが整備され、一定の要件を満たす場合には、知的財産権を根拠として出品削除（テイクダウン）を申請することが可能となっている。テイクダウンは、裁判手続や税関差止と比較して迅速かつ柔軟に対応できる手段であり、国内市場における権利行使の実務においても、その重要性は高まりつつある。

もっとも、意匠委員会が意見交換会を通じて得た知見によれば、日本のECプラットフォームにおけるテイクダウン実務は、商標権や著作権を中心に運用されている一方で、意匠権を根拠とする運用については、必ずしも十分に整理・共有されているとは評価し難い。本稿で取り上げる意匠権によるテイクダウン実務は、こうした国内EC市場の文脈においても、今後一層の活用が期待される分野である。

## 3. 意匠権によるテイクダウンの現状

上述のとおり、テイクダウンの根拠となる権利として最も多く用いられているのは著作権および商標権であり<sup>(7)</sup>、意匠権はそれに次ぐ位置付けにとどまっている。

この背景には、意匠権の類否判断が専門的であり、ECプラットフォーム事業者では判断が困難であることが挙げられる。実際、意匠委員会が意見交換会を通じて得た知見によれば、ある事業者では、商標権に基づくテイクダウンについてはオペレーション部門が商標権侵害の有無の判断を行うのに対し、意匠権に基づくテイクダウンについてはオペレーション部門から知的財産部門へ移送され、知的財産部門において意匠権侵害の有無を判断する運用がなされているという事例を把握している。

## 4. 意匠権テイクダウンにおける課題

意匠権によるテイクダウン実務においては、主に以下の課題がある。

第一に、ECプラットフォームごとに提出書類やフォーマットが異なり、統一性を欠いている点である。第二に、意匠の類否判断に関する説明が不十分な鑑定書が提出されるケースがあり、ECプラットフォーム事業者側での判断を困難にしている点である。第三に、テイクダウンを申請する弁理士の側においても、テイクダウンを前提とした意匠の類否判断の記載方法が必ずしも体系化されていない点が挙げられる。

## 5. 意匠委員会における検討と成果物

これらの課題を踏まえ、意匠委員会では、意匠権を用いたテイクダウンを弁理士の実務として定着させることを目的に、二つの方向性を設定した。すなわち、①権利者・代理人が容易にテイクダウン申請を行えるツールの整備、②ECプラットフォーム事業者が意匠の類否判断を容易に行えるツールの提供である。

この方針のもと、意匠委員会では、以下の4つのツールを作成した。

- (1) 主要ECプラットフォームの権利者保護プログラムを整理した一覧表
- (2) 鑑定書のフォーマット
- (3) 鑑定書の説明用資料
- (4) ECサイト事業者向けの鑑定書評価ツール

## 6. テイクダウン申請ツール

### (1) 主要 EC プラットフォームの権利者保護プログラムを整理した一覧表

意匠委員会では、主要 EC プラットフォームにおける権利者保護プログラムについて、申請主体、申請方法、必要書類、審査主体、処理期間等の観点から整理した一覧表を作成した（図1参照）。

ECプラットフォームごとに、テイクダウン申請の窓口、提出形式、要求される資料の内容は大きく異なっており、実務上、個別に確認・対応する負担は小さくない。本一覧表は、こうした情報を横断的に整理することで、弁理士および権利者が各 EC サイトの制度的特徴を迅速に把握し、適切な申請手続を選択できるようにすることを目的としている。

とりわけ、意匠権を根拠とする場合には、商標権等とは異なる追加資料や説明が求められるケースも多く、本一覧表は、申請準備段階における実務的な指針として有用である。

	楽天： 楽天市場/楽天ラクマ	Amazon	メルカリ
オンライン申告	●	●	●
登録型プログラム	○（ラクマで法人のみ登録可、代理人負荷。楽天市場は都度申告）	×	●（権利者保護プログラムに加入するとメリットあり。加入には参加申込書と登記簿謄本1通必要）
代理人申請	●	●	●
複数一括削除申請	●	●	●
指摘商品ページURL/ 商品ID	●	●	●
意匠登録番号	●	●	●
弁理士弁理士による鑑定書	●	×	●（注：削除可能なのは物品・形態が同一の物）
上記鑑定書以外の意見 陳述	● 侵害理由コメント欄	● 侵害理由コメント欄（詳細に1000文字）	● 出品物が真正品でないことの簡単な説明
委任状（代理人の場合）	●	不要（代理人申請の場合は代理人用アカウント作成要）	●
意匠登録証の写し	×	×	×

図1 主要 EC サイト一覧表（一部抜粋）

（※本稿では一覧表の一部のみを示すが、日本弁理士会会員は原本を電子フォーラムで確認可能である。）

### (2) 鑑定書のフォーマット

意匠委員会で作成した鑑定書フォーマット（図2参照）は、意匠に係る物品の共通性、形態の認定、共通点・差異点の対比、類否判断という一連の判断過程を、第三者である EC プラットフォーム事業者にも理解可能な形で明確に示す構成となっている。

これは、従来、税関差止申立て等の場面で蓄積されてきた意匠類否判断の実務的枠組みを、ECプラットフォームにおけるテイクダウン実務に適合させたものであり、専門家による判断過程の「見える化」を意識した点に特徴がある<sup>(8)</sup>。

また、本フォーマットでは、案件の性質や求められる厳密性に応じて、簡易型から詳細型まで複数の記載パターンを用意している（図3参照）。これにより、迅速性が求められる案件から、慎重な判断が必要な案件まで、柔軟な実務運用を可能としている。



別紙	別紙
<p><b>パターン1 シンプル (拒絶理由の認定のイメージ)</b>                      鑑定書の8、9、10を項分けせず、まとめて記載するパターン</p> <p>8. 両意匠の構成と共通点・差異点、および類否判断                      Aと、Bと、Cを備える。(基本的構成態様(のみ)を指摘するなど。)                      Aと、Bと、Cは、いずれも共通し、その他の差異点(、具体的な構成における差異に過ぎない/需要者の注目する箇所ではなく/範囲が小さく/など…) 微差に過ぎない。                      よって、両意匠は美態を共通にし、類似する。</p> <p><b>パターン2 中庸 (構成は具体的に特定し、対比、類否判断を軽めに記載するイメージ)</b>                      鑑定書の8は個別に項立てし、9と10は項分けせず、まとめて記載するパターン</p> <p>8. 本件意匠およびイ号物件の意匠の形態の認定 (記入例)                      (1) 本件意匠について                      基本的構成態様：                      (A)全体が、背面側の本体部と正面側の蓋部とからなる略角丸平板状を形成する。                      (B)本体部と蓋部とが、上端付近のヒンジ部において、回動可能に接合されている。                      (C)本体部の正面中央に正面視略縦長長方形の開口部が設けられている。                      (D)蓋部は透明である。                      (E)蓋部正面の左右の縁寄りの部分が緩やかに背面側に傾斜した形状である。                      (F)蓋部正面の下方に正面視略四角形状の窓部が設けられており、窓部の左右及び下側の内周を傾斜面に形成して背面に向かってすばまった形状である。                      (G)蓋部正面の上方に正面視略四角形状の区画部が設けられており、区画部と、窓部背面側の開口とを合わせた領域は、閉蓋状態の正面視において、本体部に設けられた開口部(上記(C))と略同一の略縦長長方形形状である。                      具体的構成態様：                      (H) 本体部及び蓋部の四隅のアルは小さい点                      (I) 正面視における開口部(C) の縦横比                      (J) 窓部(E)の縦横比 (長方形)</p> <p>(2) イ号物件意匠について                      基本的構成態様：                      (A)全体が、背面側の本体部と正面側の蓋部とからなる略角丸平板状を形成する。                      (B)本体部と蓋部とが、上端付近のヒンジ部において、回動可能に接合されている。                      (C)本体部の正面中央に正面視略縦長長方形の開口部が設けられている。                      (D)蓋部が透明である。                      (E)蓋部正面の左右の縁寄りの部分が緩やかに背面側に傾斜した形状である。                      (F)蓋部正面の下方に正面視略四角形状の窓部が設けられており、窓部の左右及び下側の内周を傾斜面に形成して背面に向かってすばまった形状である。                      (G)蓋部正面の上方に正面視略四角形状の区画部が設けられており、区画部と、窓部背面側の開口とを合わせた領域は、閉蓋状態の正面視において、本体部に設けられた開口部(上記(C))と略同一の略縦長長方形形状である。                      具体的構成態様：                      (H) 本体部及び蓋部の四隅のアルが大きい点</p>	<p>(I') 正面視における開口部(C)の縦横比                      (J') 窓部(E)の縦横比 (横長矩形)</p> <p>9. 両意匠の共通点・差異点、および類否判断                      (1) 共通点が大きく評価されるべき理由                      両意匠の共通点は基本的構成態様 (A)乃至 (G)である。両意匠の差異点は(A)本体部及び蓋部の四隅の曲率半径、(I)正面視における開口部(C)の縦横比、(J)窓部(E)の縦横比である。両意匠の共通点 (A)乃至 (G)はこの種物品分野において公然知られた態様ではない。特に共通点 (F)及び (G)は、両意匠に特有の態様であり、かつ需要者の注意を強く引く部位に係るものである。一方、差異点 (A)乃至 (J)は、目につきやすい部位ではあるが、出品物の該当箇所の半径曲率は以前より見られる公知形状であり新規な印象を与えるものではない。また (I)及び (J)の縦横比の違いについても矩形という印象を共通にするものであり、別異の印象を与えるものではない。</p> <p>(2) 結論                      以上より、差異点の印象は共通点の印象を凌駕するものではないため、出品物の意匠は、登録意匠に類似する。</p> <p><b>パターン3 しっかり (税関差止申立てレベルのイメージ)</b>                      鑑定書の8、9、10をそれぞれ項分けし、記載するパターン</p> <p>8. 本件意匠およびイ号物件の意匠の形態の認定 (記入例)                      (1) 本件意匠について                      基本的構成態様：                      (A)全体が、背面側の本体部と正面側の蓋部とからなる略角丸平板状を形成する。                      (B)本体部と蓋部とが、上端付近のヒンジ部において、回動可能に接合されている。                      (C)本体部の正面中央に正面視略縦長長方形の開口部が設けられている。                      (D)蓋部は透明である。                      (E)蓋部正面の左右の縁寄りの部分が緩やかに背面側に傾斜した形状である。                      (F)蓋部正面の下方に正面視略四角形状の窓部が設けられており、窓部の左右及び下側の内周を傾斜面に形成して背面に向かってすばまった形状である。                      (G)蓋部正面の上方に正面視略四角形状の区画部が設けられており、区画部と、窓部背面側の開口とを合わせた領域は、閉蓋状態の正面視において、本体部に設けられた開口部(上記(C))と略同一の略縦長長方形形状である。                      具体的構成態様：                      (H) 本体部及び蓋部の四隅の曲率半径                      (I) 正面視における開口部(C) の縦横比                      (J) 窓部(E)の縦横比</p> <p>(2) イ号物件意匠について                      基本的構成態様：                      (A)全体が、背面側の本体部と正面側の蓋部とからなる略角丸平板状を形成する。                      (B)本体部と蓋部とが、上端付近のヒンジ部において、回動可能に接合されている。                      (C)本体部の正面中央に正面視略縦長長方形の開口部が設けられている。                      (D)蓋部が透明である。</p>

図3 簡易型から詳細型まで項目の記載パターン別に分けた別紙の例 (一部抜粋)

(※本稿では説明資料の一部のみを示すが、日本弁理士会会員は原本を電子フォーラムで確認可能である。)

### (3) 鑑定書の説明用資料

鑑定書フォーマットと併せて、意匠委員会では、鑑定書の内容を簡潔に説明するための説明用資料 (PPT フォーマット) を作成した (図4参照)。

本資料は、鑑定書に記載された専門的な判断内容を、図を用いて視覚的に整理することにより、ECプラットフォーム事業者における理解促進を図ることを目的としている。

特に、意匠の類否判断に不慣れな担当者にとっても、鑑定書全体の構成や判断の要点を把握しやすい構成とすることで、テイクダウン可否の検討を円滑に進める効果が期待される。

なお、図4に示す説明資料は、例を示すものとして意匠登録1573498号 (意匠に係る物品：スイッチ用カバープレート) を参考にして、架空の案件として示すものである。

### (4) ECプラットフォーム事業者向けの鑑定書評価ツール

意匠委員会が意見交換会を通じて得た知見によれば、ECプラットフォーム事業者の立場からは、提出された鑑定書が、プロバイダ責任制限法における「真実と信じるについて相当な理由 (真実相当性)」を備えているか否かが、重要な判断要素の一つとなっている<sup>(9)(10)</sup>。

そこで意匠委員会では、ECプラットフォーム事業者において鑑定書をレビューする担当者向けに、鑑定書の記載内容を段階的に確認できるフローチャート形式の評価ツール (図5参照) を作成した。

本ツールは、物品の共通性の確認、形態認定の有無、共通点および差異点の評価といった判断プロセスを整理したものであり、一定の合理性をもって削除可否を判断するための実務的指針を提供するものである。また、判断が困難な場合には専門家に委ねるといった適切な線引きを明確にする点にも意義がある。

※筆者注：これは架空の案件であり、イメージ共有のために作成したものである。

パターン1 シンプル (拒絶理由の認定のイメージ)

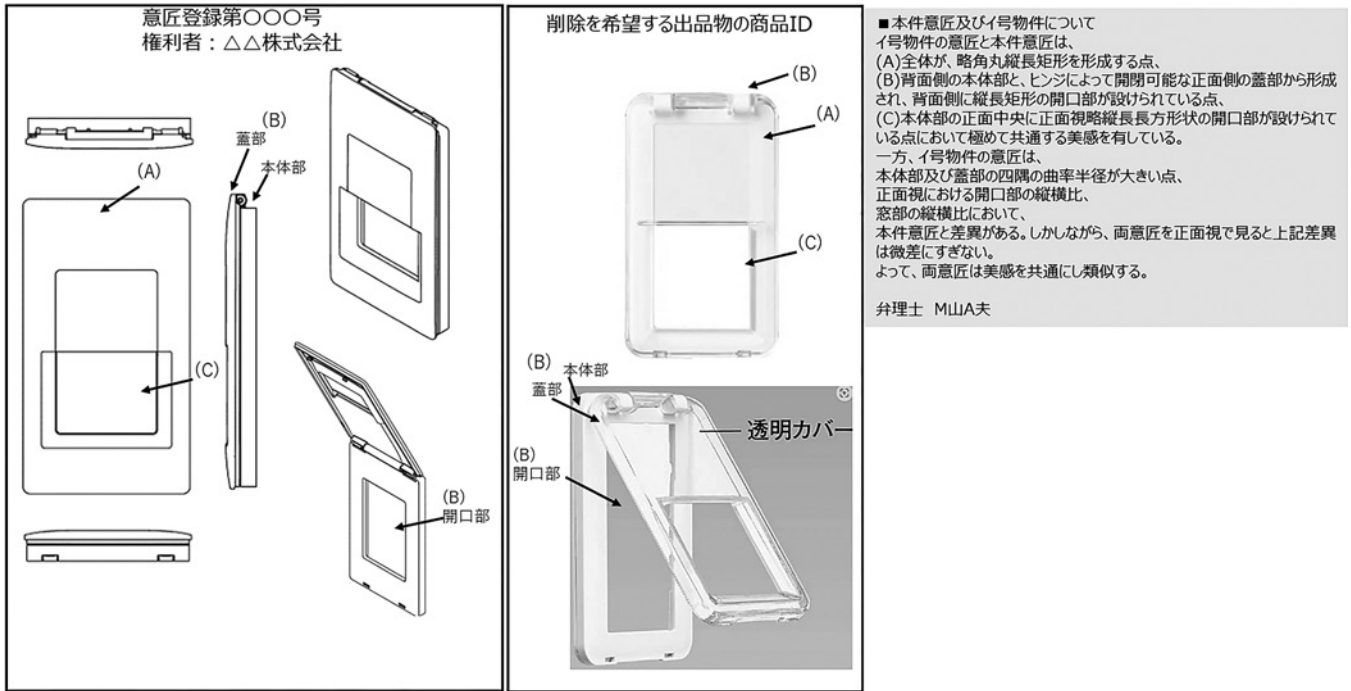


図4 鑑定書説明資料の例 (一部抜粋)

(※本稿では説明資料の一部のみを示すが、日本弁理士会会員は原本を電子フォーラムで確認可能である。)

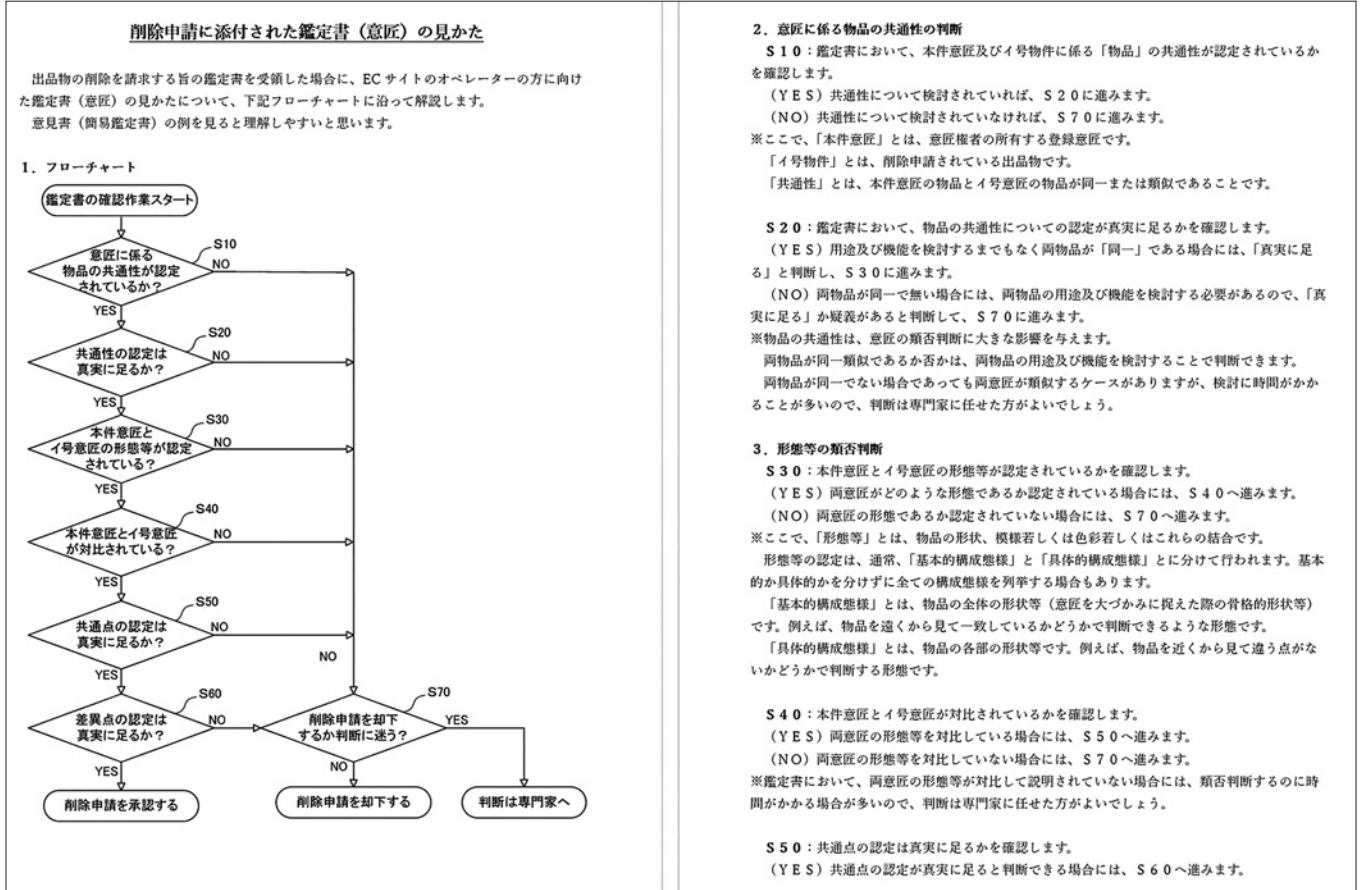


図5 ECサイト事業者向けの鑑定書評価ツールの例 (一部抜粋)

(※本稿では評価ツールの一部のみを示すが、日本弁理士会会員は原本を電子フォーラムで確認可能である。)

## 7. 今後の展望と弁理士の役割

意匠権によるテイクダウンが実務として定着すれば、意匠権の活用場面は大きく広がり、結果として意匠出願件数の増加にも寄与することも期待される。そのためには、弁理士が意匠類否判断を分かりやすく、かつ説得的に説明する能力を一層高めることが不可欠である。また、EC プラットフォームとの継続的な対話を通じて、運用の標準化や相互理解を深めていくことも重要な課題である。

## 8. おわりに

本稿では、EC プラットフォームにおける意匠権テイクダウン実務の現状と課題、ならびに意匠委員会における取組を紹介した。意匠権は、適切なツールと運用が整備されれば、オンライン市場においても極めて有効な権利保護手段となり得る。引き続き、弁理士をはじめとした実務家、EC プラットフォーム事業者、行政が連携し、意匠権活用の裾野を広げていくことが期待される。

### (注)

- (1) 消費者庁 参事官 “令和 7 年版消費者白書 第 1 部第 1 章消費者事故等に関する情報の集約 及び分析の取りまとめ結果等 第 3 節 消費者を取り巻く環境の変化” 48-49 頁  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/white\\_paper/assets/consumer\\_research\\_cms201\\_250613\\_31.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/assets/consumer_research_cms201_250613_31.pdf) (参照 2026-01-20)
- (2) JETRO 知的財産課 “特許庁委託事業 EC サイトにおける 模倣品対策を講ずるための基礎情報調査 考察レポート” 2024 年 3 月  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2024/3ed7cbf96e941e22/ECSurvey.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2024/3ed7cbf96e941e22/ECSurvey.pdf) (参照 2026-01-20)
- (3) 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 “令和 6 年度 電子商取引に関する市場調査 報告書” 令和 7 年 8 月  
<https://www.meti.go.jp/press/2025/08/20250826005/20250826005-a.pdf>. (参照 2026-01-20)
- (4) 総務省 “令和 6 年版情報通信白書 第 II 部情報通信分野の現状と課題 第 6 節プラットフォームの動向” 令和 6 年 7 月  
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/pdf/n2160000.pdf>. (参照 2026-01-20)
- (5) JETRO 調査部国際経済課 宮島 重 “拡大する EC 市場 (世界)” 2024 年 10 月 23 日  
[https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2024/0901/cc7d192f8b17e6b8.html?utm\\_source=copilot.com](https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2024/0901/cc7d192f8b17e6b8.html?utm_source=copilot.com) (参照 2026-01-20)
- (6) 特許庁 国際協力課 海外展開支援室 “模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告” 2025 年 6 月  
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/nenji/nenjihoukokugaiou2025.pdf> (2024 年 10 月 23 日).
- (7) 清水陽平・神田知宏・中澤祐一 『〔改定版〕 ケース・スタディ ネット権利侵害対応の実務 - 発信者情報開示請求と削除請求』 令和 2 年 12 月 3 日. 新日本法規出版 45 頁
- (8) 税関 “知的財産侵害物の取り締まり輸入差止”  
<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/content/C5840ishou.pdf> (参照 2026-01-20)
- (9) 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課 “プロバイダ責任制限法 逐条解説” 2023 年 3 月  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000883501.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000883501.pdf) (参照 2026-01-20)
- (10) 知財高裁平成 24 年 2 月 14 日判決. 平成 22 年 (ネ) 第 10076 号 (Chupa Chups 事件)  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81999.pdf> (参照 2026-01-20)

(原稿受領 2026.1.26)